

# 4 地方創生の推進について

- 地方がその実情に応じた息の長い取組みを継続的かつ主体的に進めていくために、「まち・ひと・しごと創生事業費」（1兆円）を拡充・継続し、地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源を十分に確保すべき。
- 「地方創生推進交付金」や「地方創生拠点整備交付金」を拡充・継続するとともに、地方創生関連補助金等も含め、新たな発想や創意工夫を活かせるよう、要件の緩和など地方の実情を踏まえた弾力的で柔軟な取扱いを行うべき。

地方創生に向けた効果の高い大規模な事業(複数年度の事業等)を対象に追加するなど

## 地方創生推進交付金 (内閣府地方創生推進事務局)

内閣府作成資料

31年度予算概算決定額 1,000億円 (30年度予算額 1,000億円)

### 事業概要・目的

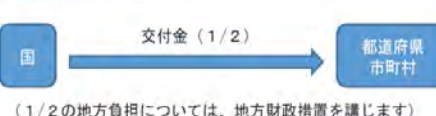
○地方創生の充実・強化に向け、地方創生推進交付金により支援します。

- ① 地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で先進的な事業を支援
- ② KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援
- ③ 地域再生法に基づく法律補助の交付金とし、安定的な制度・運用を確保



※本交付金のうち50億円については、地方大学・産業創生法に基づく交付金として執行

### 資金の流れ



### 事業イメージ・具体例

#### 【対象事業】

- ① 先駆性のある取組及び先駆的・優良事例の横展開
  - ・ 官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成
  - 例) しごと創生(地域経済牽引事業等)、観光振興(DMO等)、地域商社、生涯活躍のまち、子供の農山漁村体験、働き方改革、小さな拠点、商店街活性化等
- ② わくわく地方生活実現政策パッケージ(移住・起業・就業支援)
  - ・ 東京圏からのU/I・Jターンの促進及び地方の担い手不足対策
  - 例) 地域の中核的存在である中小企業等への就業に伴う移住、地域における社会的課題の解決に取り組む起業、現在職に就いていない女性、高齢者等の新規就業支援等

#### 【手続き】

○地方公共団体は、対象事業に係る地域再生計画(概ね5年程度)を作成し、内閣総理大臣が認定します。

#### 31年度からの主な運用改善

	交付上限額	申請上限件数
都道府県	先駆 60億円【現行どおり】 横展開2.0億円【現行どおり】	原則9事業以内【現行:7事業】 うち広域連携:3事業【現行:2事業】
市区町村	先駆 4.0億円【現行どおり】 横展開1.4億円【現行どおり】 ※中核中核都市 先駆 5.0億円【新設】 横展開1.7億円【新設】	原則5事業以内【現行:4事業】 うち広域連携:1事業【現行どおり】 ※中核中核都市 原則7事業以内【新設】 うち広域連携:2事業【新設】

- ② 企業版ふるさと納税の併用
  - ・ 地方負担分への充当を可能とするほか、併用のインセンティブを付与。

## 地方創生拠点整備交付金 (内閣府地方創生推進事務局)

内閣府作成資料

30年度2次補正予算額(案) 600億円(事業費ベース 1,200億円)

### 事業概要・目的

○地域経済の活性化という喫緊の課題に対応するため、地域の観光振興や住民所得の向上等の基盤となる先導的な施設整備等を支援する。これにより、所得や消費の拡大を促すとともに「まち」を活性化させ、地方の定住・交流人口の拡大にも寄与する。

- ① 地域の所得や消費の拡大を促すとともに「まち」の活性化につながる先導的な施設整備等を支援
- ② KPIを伴うPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組



### 事業イメージ

#### 【主な対象施設のイメージ】

- 地域資源を効果的に活用し、ローカルイノベーションを起こすことにより、観光や農林水産業の先駆的な振興に資する施設
- 地方への人の流れを飛躍的に加速化し、地方への移住や起業等に確実につながる施設
- 地域における多様な働き方を先駆的に実現し、女性や高齢者の就業を効果的に促進するための施設
- 地域での魅力的なまちづくりを実現し、交流人口の拡大や地域の消費拡大に効果的に結びつく施設

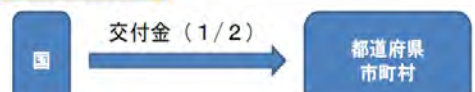
#### 【手続き】

○地方公共団体は、対象事業に係る地域再生計画を作成し、内閣総理大臣が認定。

#### 【執行柔軟化】

○法令に基づく一定の要件を満たす事業については、交付決定後、地方公共団体において基金を造成することで、平成32年度においても事業を実施することを可能とする。

### 資金の流れ



### 期待される効果

○地域の観光振興や住民所得の向上等の基盤となる施設の整備等を通して、所得や消費の拡大を促すとともに「まち」を活性化させることで、地方の定住・交流人口の拡大にも寄与し、地方創生の充実・強化につながる。

# 5 消費税・地方消費税の引上げについて

- 国・地方を通じた厳しい財政状況や急速に進む少子高齢化という現状を鑑みれば、2019年10月1日に予定されている消費税・地方消費税の8%から10%への引上げを確実に行うことが必要。
- 消費税・地方消費税の引上げにあたり、2019・2020年度当初予算における需要変動の平準化に向けた取組みを検討するに際しては、地方の財政運営に支障が生じないように十分留意するとともに、地域経済の活性化に十分配慮した総合的かつ積極的な実効性のある経済対策を講ずるべき。

## 税率引上げ後の消費税・地方消費税収に係る国・地方の配分

